

明治天皇の和歌に関して

中 澤 伸 弘

一

今年（明治天皇の百年祭にあたる。そこで明治天皇の和歌に関して気になることどもを些か書き留めておく）と思ふ。

明治天皇が御生涯にお詠み遊ばされた御製の数は実に夥しいものと承る。まさに歌聖にましました。明治になつてすぐに文学御用掛を設け、さらにそれが御歌所となつて、毎年の新年の歌御会始の儀をはじめ宮中の歌会を司らしめ、また三條西季知や高崎正風らに御製拝見を仰せつけ歌道を振作せしめられたのであつた。このことは宮本誓士氏の『御歌所と国学者』に詳しい。

維新以前、明治天皇（睦仁親王）の御若きころの和歌

習作の御師範は御父孝明天皇であつたやうである。慶應二年に孝明天皇が崩じ給うや、その翌三年五月二十八日に従前書道の師範でいらした有栖川宮幟仁親王を「歌道師範」と定め給うた。このことを『明治天皇紀』の同日条に「歌道の稽古は従来父帝親しく指導したまひ、別に師範を定められざりしが、是に至りて此の命あり、尚權中納言飛鳥井雅典・同冷泉為理に命じ、来月より隔月交互に和歌御稽古の歌題を上らしめたまふ」とある。また『幟仁親王行實』にはやや詳細に次のやうにある。

五月二十八日午後議奏柳原権大納言光愛二條撰政の命を齎して参邸、聖上歌道御師範を仰せださるゝ旨を伝へらる。…未だ祐宮御殿に在しませし頃、安政四年十一月、宝算甫めて六、既に御歌を詠じ給ひ、

七八歳の頃より天機を候せらるゝ毎に、和歌五題を賜はり、其の御詠進を待ちて菓子を賜はるを例とし、時にはまた御父天皇親ら添削あらせらるゝこともありき。斯くの如く和歌の御学習は御幼稚の時より親しく御父天皇の御指導を受け給ひ、又帥典侍廣橋静子等の女房を御相手として御稽古あらされし：中略…かくて是に至りて歌道御師範の内命を親王に伝へらるゝ事となりしなり。

和歌の御師範としては孝明天皇に次いで、まづは有栖川宮幟仁親王に学ばれたのであつた。幟仁親王は当時の朝廷において和歌熟達の聞こえがあり、また有栖川御流の書法も伝へられてゐた。幟仁親王は嘉永四年三月二十三日に飛鳥井雅光から「和歌天仁遠波伝授」を受けておいでである。

二

徳川時代の朝廷の、また堂上の和歌を語るときに、「古今伝授」が重要な位置を占めてくる。「古今伝授」とは名の通り古今和歌集の解釈を口伝で伝へたものであり、これが中世以降和歌を詠む際の一つの規範とされ、「古今伝授」を受けてゐないものは歌人と名乗るには相応でなく、憚りがあると言つた風潮までも生んでゐたのであ

る。その内容は幟仁親王もお受けになられた「てにをは」の伝授の他、和歌三部抄伝授、伊勢物語伝授、また懷紙の書法などの切紙伝授など様々であるが、内容はともかくこれが和歌創作の秘事とされそれゆゑに權威の象徴とされたのである。詳細は横井金男の『古今伝授の史的研究』がある。和歌は心の発露であり、自由に詠むべきであると主張する荷田在満や本居宣長らがこれを鋭く批判したのも宜なるものであつた。

然し中世までの長い和歌の歴史の中から、東常縁を経て創作されていつた「古今伝授」は徳川初期の後水尾天皇の頃から朝廷の堂上和歌の場で欠くことのできないものとなつていき、大きな權威を伴つたのである。そこに「御所伝授」と呼ばれる和歌伝授が確立したのである。徳川時代の天皇はみなこの伝授をお受けになられ、明治天皇に近い頃では曾祖父光格天皇は後桜町天皇よりそれを御伝授され、皇祖孝仁孝天皇は光格天皇から御伝授があつた。また皇考孝明天皇は嘉永五年十二月八日に飛鳥井雅久から「和歌天仁遠波伝授」を、安政元年七月二十七日に「和歌三部抄伝授」を同人から受けてゐる。飛鳥井家は和歌の家であり、雅久は幟仁親王に伝授した飛鳥井雅光の子であり、その子雅典は明治天皇に隔月に歌題を献上すべき沙汰を蒙つたこと、さきに『明治天皇紀』

にみた通りである。また熾仁親王の御父韶仁親王は光格天皇からご伝授の事があつた。更にまた孝明天皇は崩御二日前の十二月二十七日に雅久の子雅典に「古今集御傳の一封」を授けてゐるのである。当時において古今伝授は和歌の実作にはもはや無関係なものと見られてはゐたのであらうが、かやうに盛んに伝授されてゐたのは、この伝授の有無が宮廷和歌の伝統であり權威でもあつたと言へよう。地下の批判など意に介さぬのであつた。

和歌の道に優れさせ給うた明治天皇は、かやうな古今伝授の歴史について父帝からお聞きになつていらしたことであらうし、それが伝統と權威であることを御理解の上、また和歌の実作には無用なものであるとご承知であつたのであらう。明治天皇は古今伝授を御受けになられなかつたのであり、宮廷に受け継がれてきた「御所伝授」は孝明天皇を以て絶え、明治天皇には伝へられなかつたのである。否、熾仁親王はじめ、ほかの相承者が伝授をすることも可能であつたのだが、明治天皇はそれを望まれなかつたのであらう。

維新後の文学御用掛や御歌所の設置、またそこに旧来の堂上の和歌の家の者を補任せずに、民間から歌に名のある歌人国学者を採用したのは、そのやうな宮廷の和歌についての旧来の仕来りへの反省であり、中世の古今伝

授から脱皮した新たな和歌の道を求められてのことであつたと拝察するのである。ただ何でも「伝授」を廃された訳でもなく、その証しに同じく伝授と名の付く「御拜伝授」は受けられてゐる。これは毎朝の清涼殿石灰壇での御作法を白川伯家から伝授されることで、これは皇位をお践みになると行はれた儀礼であつた。孝明天皇は御即位後の弘化四年三月神祇伯白川資敬王から受け、また明治天皇は明治元年二月に同じく白川伯家の資訓王からその御作法を伝授されてゐる。

かやうに見れば旧儀である和歌伝授の廃止こそ「旧来ノ陋習ヲ破」ることであつた。中世以来綿々と伝授され、受け伝へてきたものを断つにはかなりの勇気が要たことと思はれる。このあと古今伝授は宮中に倣ひ、堂上歌人の家でも廃止となつた。僅かに地下の歌人として名を馳せた有賀家に伝へられたやうで、明治二十年に有賀長憐が元丹波篠山藩士の安藤直紀に与へた書き物が私の手許にある。かやうな幕末維新期の宮廷での古今伝授史を纏めようと思ひつつなかなか時間が取れずにある。

三

幕末から明治へかけての尾張の国学者である、小寺玉晁の見聞録である『丁卯雜拾録』は幕末から明治初年の

さまざまな記事を題名の如く拾ひ集めたものである。その巻頭の「傍観紀事」には今上御製と称して、孝明天皇の御製を四首、「孝三月十一日加茂へ行幸の時御製」「同四月男山行幸の時御製」と題して同じく孝明天皇の御製を四首の計八首を謹載してゐる。巻頭の二首は

朝な夕な民やすかれといのる身の心にかかることく
にのふね

戈とりて守れ宮人九重のみはしの櫻風そよぐなり

である。この御製は幕末期の孝明天皇を語るときに必ずと言ってよいほど引用されるものであるが、すでに幕末の名古屋では人口に膾炙してゐたやうである。ただこれらの御製が真に孝明天皇のものであるかは確証はなく謎である。前者は六角博通子爵の所蔵の叢書の中にあると言ひ、後者は禁門の変の折の御作として、幕府を「あぢきなやまたあぢきなや」と嘆じた御製とともに世に伝えられてゐる。

また興味深いのはここに明治天皇の御歌が記載されてゐることである。

皇太子御詠 御年十三

夷等をまねきし人をもろともに払ひ尽さむ神風もが
な

御年十三歳といふと元治元年の御作となる。明治天皇

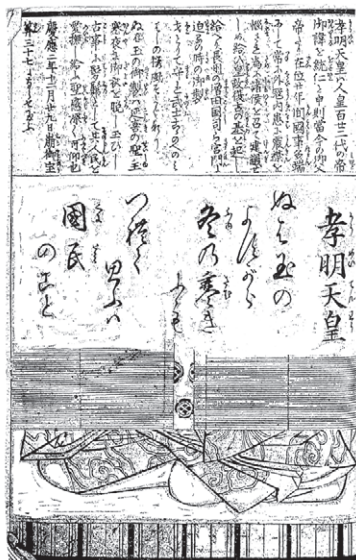
は万延元年宝算九を以て儲君に御治定なされてゐるのでこの記録の通りに皇太子としての御詠には間違ひない。ややもすると儲君の御身でお詠み遊ばされた御歌で、民間にさうと伝えられたものはこの一首だけではなからうか。「夷等をまねきし人」とは父帝孝明天皇の勅許に反して外国に開港を認めた幕府への批判であらうか。花鳥風月を詠む和歌とは違ひ、お若き明治天皇も御父帝と御同情でいらしたことが伺へるものである。ただこれも真に明治天皇の御作であるかは判らない。いづれにせよ直接に大御言を聴くことができぬ時代にかやうに洩れ来る御製や御歌を、それがたとへ何人かの仮作であらうとも国民はここから天皇及び皇室の叡慮を拝したのであつた。

四

孝明天皇をはじめ御歴代の天皇の和歌は『列聖全集』が刊行されるまで、あまり国民は知らなかつたのが実情であらう。断片的ではあるが明治八年の刊行の転々堂藍泉の編になる『近世報国百人一首』の巻頭に「ぬば玉の夜すがら冬の寒きにもつれて思ふは国民のこと」の孝明天皇の御製が載り、その欄外に先の「戈とりて」の歌が載せられてゐる。この「ぬば玉の」の歌は嘉永七年三月二十二日の鴨社御法楽の折の和歌であり、はやくに国民

に洩れ聞こえてゐたのであらう。

ところで、明治初年に流行したかやうな『○○百人一首』には明治天皇の御製、また皇后陛下（昭憲皇太后）



報国百人一首



明治英名百詠撰

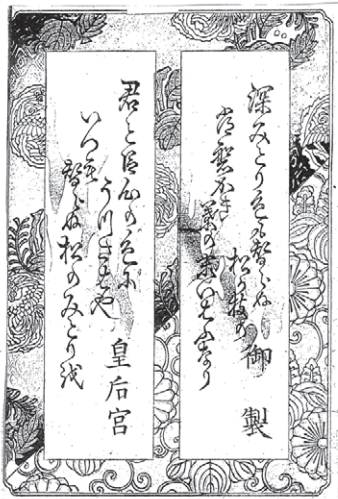
の御歌などを載せるものが幾つかある。

歌御会始の和歌は明治初年から新聞に報道されてゐたが、国民の関心が高まるのは国民の詠進を允許された明治十一年頃からである。そしてそれが『○○百人一首』の流行に輪をかけたのである。

明治十一年刊の『新撰明治百人一首』（岡田霜船編）には巻頭に御製として「新しき年のほぎこといふ人におくれぬけさの鶯の声」とあり、次丁に皇后宮の御歌、ついで皇族として「一品親王熾仁」、「二品親王熾仁」、「二品親王妃薫子」、「二品親王内親王」の歌が記載されてゐる。これは言ふまでもなく有栖川宮熾仁親王、同熾仁親王、同妃、孝明天皇皇妹和宮親王内親王（静寛院宮）であり、親子内親王の歌の他はこの年の歌御会始の時の勅題「鶯入新年語」によつて詠進されたものであり、これらの歌は早くに公表されるのでそこから採用したことは明らかだが、親子内親王の歌（玉敷の都も鄙も隔てなき年をむかふる御代のゆたけさ）は明治八年の歌御会始の時の勅題「都鄙迎年」によつて詠進された歌である。親子内親王はこの前年、明治十年に薨去なさつてゐるのでその追慕の意味も含めての掲載であつたのだらう。翌明治十二年刊の『明治英名百詠撰』（篠田仙果編）には巻頭に「明治天皇」と作者の名（まだこの諡号はないのだが）を記して



明治英名百人一首



今人名誉百人一首

この年の歌御会始めの勅題「新年祝言」の御製「あら玉の年もかはりぬ今日よりは民の心もいとどひらけん」を挙げ、ついで皇后宮の同題「新年祝言」の御歌を載せる。

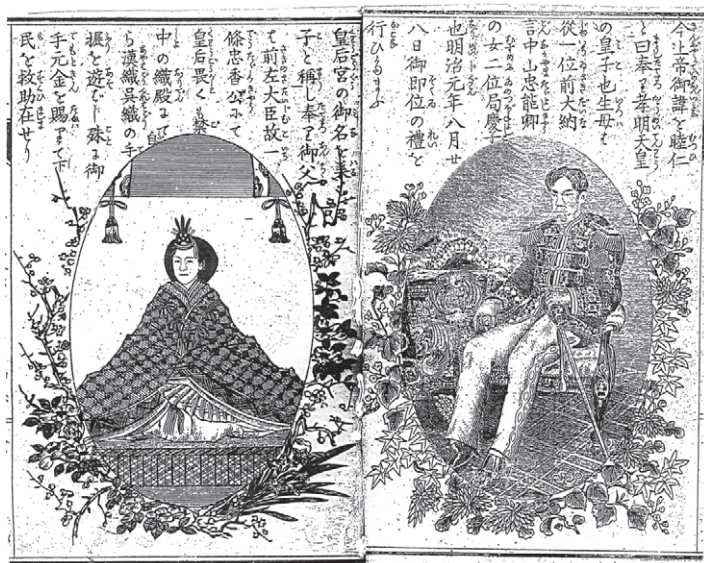
ついで皇族として熾仁親王の「二葉より」の歌、和宮の名で「人皆のこころの限り尽くしての後こそふかめ伊勢の神風」の歌を載せる。後者の二首はこの時の歌御会始めのものではないからこれもまたどこからか採ったこととなる。

明治十四年刊の『明治英名百人一首』（安井乙熊編）には御製「うゑおきし庭の呉竹よよをへて変らぬ色のたのもしき哉」、ついで皇后宮の「みがかずば玉もかがみも何かせん学びの道もかくこそありけれ」を載せてゐる。御製はこの年歌御会始の時の勅題「竹有佳色」に詠まれたものであるが、皇后宮のものはそれではなく。明治八年に東京女子師範学校に御下賜になつた御歌である。

またこれらの本に書かれてゐる御製の挿絵にも時代による変遷が伺へる。初期のものには御簾の下に束帯の装束を覗かせる図による、高貴な人物を連想させる旧来の大和絵の技法に従つてゐるが、明治十四年刊の『明治英名百人一首』では、竜顔は御簾に隠れてはゐるが、お召しものが御制服（軍服）になつてゐるものがあるが、いかにも明治を伺はせるものである。そこには旧来の装束を着た天皇の詠まれた和歌ではなく、軍隊をも統率する新しい時代の日本の天皇の詠まれた和歌と言つた感覚が伺へるのである。これなどは国民の天皇像の変化を物語

つてゐよう。

また少し時代が下がつて明治十七年刊『今人名誉百人一首』（細島市太郎編）には今までの御簾に隠れてゐた竜



前賢故実百首

顔の絵ではなく御製「深みどり色も替はらぬ松が枝の常磐かき葉の末いはふなり」と皇后宮の御歌「君と臣心の色にうつさめやいつも替はらぬ松のみどりを」を短冊に認めて載せてゐる。この二首はともに明治十年の歌御会始の時のもの（勅題「松不改色」）であり、七年後の歌集に載るのも不自然ではある。何れにせよはや竜顔は描かれなくなつてゐるのであつた。明治二十一年の『前賢故実百首』巻頭の明治天皇像は明治六年制の御制服の御真影そのものである。時代が下ることによる天皇像の変化は本紀要前号の刑部氏の「明治天皇の服制と天皇像」に詳しい。

かやうに御歌会始の歌を巻頭に載せることは一つの流行であつたのであらうが、皇族の御歌をどこから採つてきたのかが氣になつてゐる。何れにせよ明治初年から国民は御製や御歌に興味を抱いてゐたのであり、新聞の報道などから皇室の動静を知つてゐたのである。皇室はかやうに和歌を通して国民の生活に違和感なく存在してゐたのである。それはまた幕末来皇室によせた国民性の表れであり、逆にかやうな和歌の存在がその証拠ともなるのである。

（東京都立小岩高等学校主任教諭）